

「明石市立ふれあいの里中崎 高圧ケーブル更新修繕」

業務特記仕様書

1 修繕概要

- (1) 修繕名称 明石市立ふれあいの里中崎 高圧ケーブル更新修繕業務
- (2) 場 所 明石市中崎1丁目2番22号 ふれあいの里中崎
- (3) 期 間 契約締結の翌日から令和8年3月31日まで
- (4) 目 的 本修繕は、ふれあいの里中崎の高圧ケーブルが老朽化し絶縁不良のため、高圧ケーブルの更新を行う。

2 支払条件

完成後、全額一括支払い

3 修繕内容

- (1) 修繕範囲 別添図面による
- (2) 工法・施工 設計内訳書による
- (3) 作業可能日時 日曜日の9時から17時まで（停電作業は1日）
※ただし実際の作業日時、内容等については当該施設と協議のうえ決定すること

4 費用負担

- (1) 本修繕施工に必要な各種機材及び消耗品等は、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者が当施設において業務中に負傷等の事故に遭った場合、その責任は全て受注者に帰属するものとする。
- (3) 受注者が業務中に当施設の設備等に損傷を与えた場合、当該箇所を原状回復するものとする。

5 通行規制

- (1) 受注者は、本修繕に係る通行規制について、施工前に市職員と協議のうえ、規制形態の最終判断は原則として所轄警察署の「道路使用許可」に基づくものとする。また、施工は、通行規制の手続きが完了した後に行うものとする。
- (2) 受注者は、市職員の指示する期限内に、修繕区間周辺に工事予告看板を設置とともに、「工事のお知らせ」等の配布物を関係機関及び周辺住民等に配布し、工期、通行止め等の規制期間、並びに現場責任者の氏名及び連絡先等について周知を図らなければならない。なお、配布対象については、市職員と協議すること。
- (3) 受注者は、工事期間中、標示板の設置等により工事内容を周辺に対して明確に周知するとともに、交通誘導員による通行規制を適切に実施しなければならない。

6 特記事項

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに担当技術者を本市に派遣し、市職員及び指定管理者職員と仕様書及び図面に基づき、本修繕に関する詳細な技術的打合せを行うこと。
- (2) 本修繕施工においては、指定管理者職員及び他の点検委託業者等との工程調整について、誠意をもって対応すること。
- (3) 本修繕施工日における就業時間は、原則として日曜日の午前9時から午後5時までとし、修繕施工毎に後片付け及び清掃を行うこと。なお、午後5時以降の作業、停電

を伴う作業、騒音及び振動を発する作業等については市職員及び指定管理者職員と協議のこと。

- (4) 本修繕施工に必要なユーティリティーは無償で支給する。なお、その詳細については市職員及び指定管理者職員と協議のこと。
- (5) 本書は修繕施工の大要を示すものであり、本書に記載のない事項であっても、明石市が本設備の維持・管理上必要と認める事項については、契約金額の範囲内で受注者がこれを実施しなければならない。
- (6) その他、本業務において受注者が行うべき警察等関係官公署及びその他関係機関への届出等を適切に行うこと。
- (7) 敷地内は、全面禁煙とする。